

政策研究大学院大学個人情報保護規程

〔平成17年4月13日
17規程第5号〕

改正 平成24年12月11日24規程第15号
平成25年4月1日25規程第13号
平成26年9月1日26規程第28号
平成27年4月1日27規程第11号
平成27年10月27日27規程第18号

(趣旨)

第1条 政策研究大学院大学(以下「本学」という。)における個人情報及び個人番号の取扱いに関しては、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等保有個人情報保護法」という。)第2条及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条に定めるところによる。

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、大学運営局長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報等を取り扱う各課等に、保護管理者を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 前項の保護管理者は、別表のとおりとする。

3 前項のほか、教育及び研究に係る保有個人情報のうち、教員が保有する場合の保護管理者については、別に定める。

4 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任にあたる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携してその任にあたる。

5 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報等を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を1名又は複数名置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を処理する。

(監査責任者)

第6条 本学に、監査責任者を置き、学長の指名する者をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第37条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(委員会)

第7条 本学における保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必

要があると認めるときは、関係する教職員等（役員及び教職員（派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）を構成員とする委員会を設け、随時開催する。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（個人番号事務取扱担当者）

第7条の2 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「個人番号事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

2 保護管理者は、各個人番号事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

3 総括保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

（1）個人番号事務取扱担当者が関係規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制

（2）特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の教職員から保護管理者への報告連絡体制

（3）特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

（4）特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（教育研修）

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する教職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に従事する教職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運営及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、当該課等の教職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、前2項の教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

（教職員等の責務）

第9条 教職員等は、独立行政法人等保有個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程の定めに従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 教職員等（これらの職にあった者を含む。）は、その業務に関して知り得た保有個人情報等の存否及び内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有の制限等）

第10条 教職員等は、個人情報及び個人番号を保有するに当たっては、業務上必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 教職員等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報及び個人番号を保有してはならない。

3 教職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第11条 教職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報及び個人番号を取得するときは、以下の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第12条 教職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報及び個人番号を取得してはならない。

2 教職員等は、個人情報及び個人番号を取得した場合、その取得事実及び個人情報の取得が適正に行われたことを保護管理者に報告しなければならない。

(正確性の確保)

第13条 教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が事実と合致するよう努めなければならない。

2 教職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第14条 教職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外で保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等保有個人情報保護法第9条第2項各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外であっても保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 個人の権利利益を保護するために特に必要があるときは、保有個人情報の利用目的以外の学内における利用を特定の教職員等に限るものとする。

5 保護管理者は、独立行政法人等保有個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認められるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第14条の2 保護管理者は、個人番号事務取扱担当者による個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第14条の3 教職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の提供の制限)

第14条の4 教職員等は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第14条の5 教職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第14条の6 教職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する教職員等とその権限の内容を、当該教職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 教職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 教職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、教職員等は、保護管理者の指示に従うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第16条の2 教職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(媒体の管理等)

第17条 教職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第18条 教職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄を行わなければならない。

(業務の委託等)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理が行なえる者に委託しなければならない。

- 2 前項により外部に委託する場合には、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理（管理の実施体制を含む。）体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい防止対策に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的な検査等により確認しなければならない。
- 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて前項の措置を講じさせ、又は委託元自らが再委託先に対し講じるものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 7 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」

において、本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 8 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第20条 保護管理者は、本学が保有している個人情報ファイルについて、独立行政法人等保有個人情報保護法第11条第1項各号に規定する事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

- 2 前項の規定は、独立行政法人等保有個人情報保護法第11条第2項各号に規定する個人情報ファイルについては、適用しない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

- 2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(アクセス制御)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下、次条から第32条まで（第29条を除く。）において同じ。）の内容等に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生態情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、定期的に分析するものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第24条 保護管理者は、ファイアウォールの設定による経路制御等、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のためにソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消等、必要な措置を講じなければならない。

(暗号化)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員等は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第29条 教職員等は、保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の保有情報との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの設計書、構成図等の文書について、関係者以外に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の管理)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するとともに、端末の盗難又は紛失の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、保護管理者が必要と認める場合を除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

3 教職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて、情報システムからログオフを行うことを徹底等の必要な措置を講じなければならない。

(取扱区域)

第32条の2 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(入退管理)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の教職員等の立ち会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限並びに当該制限の遵守状況についての検査等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、必要に応じ、情報システム室等の出入口の特定、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 保護管理者は、情報システム室等の入退の管理について、必要に応じ、立ち入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理について定め、パスワード等の読取防止等に必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第35条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第36条 保有個人情報等の漏えい及び個人番号事務取扱担当者が関係規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した教職員等は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに総括保護管理者に当該事案に内容等について報告するとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査した結果、外部からの不正アクセスや学内端末の不正プログラムへの感染が疑われる場合には、当該端末をネットワークから切り離すなど、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置を行わなければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対して速やかに情報提供を行うものとする。

(公表等)

第37条 学長は、前条の事案が発生したときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表し、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を行う。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(苦情処理)

第38条 総括保護管理者は、本学における個人情報及び個人番号の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、個人情報及び個人番号の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月11日24規程第15号）

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

附 則（平成25年4月1日25規程第13号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日26規程第28号）

この規程は、平成26年9月1日から施行し、アドミッションズ・同窓会室の設置に伴う改正については平成25年4月1日、政策研究院の創設に伴う改正については平成25年6月6日、企画課の廃止に伴う改正については平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日27規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日27規程第18号）

この規程は、平成27年10月27日から施行する。

別表（第4条関係）

組織名	保護管理者
組織マネジメント課	組織マネジメント課長
財務マネジメント課	財務マネジメント課長
学術国際課	学術国際課長
教育支援課	教育支援課長

図書館	学術国際課長
保健管理センター	教育支援課長
アドミッションズ・同窓会室	教育支援課長
政策研究センター	学術国際課長
プロフェッショナル・コミュニケーションセンター	教育支援課長
グローバルリーダー育成センター	学術国際課長
政策研究院	政策研究院次長が指名する者